

ユーラシア経済連合(EEU)関税基本法の 概要と特色

(2017年3月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

モスクワ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地法律事務所 Goltsblat BLP 法律事務所に作成委託し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Goltsblat BLP 法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Goltsblat BLP 法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所
E-mail：RSM@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font. The letters are black and set against a white background within a rectangular frame.

目次

1.	EEU 関税基本法導入の前提条件、法令概要.....	1
2.	ユーラシア経済連合（EEU）関税基本法で導入された新規則、 関税同盟（CU）関税基本法で変更された主な規定.....	3
①	電子版申告の優位性.....	3
②	貨物税関申告書の自動登録と自動リリース.....	3
③	「統一窓口」システム.....	3
④	認可事業者（Authorized Economic Operator, AEO）.....	4
⑤	申告者.....	7
⑥	事前決定.....	7
⑦	貨物の配送と一時保税蔵置.....	8
⑧	貨物税関申告書と貨物リリース.....	9
⑨	速達貨物.....	10
⑩	長期保税倉庫.....	10
⑪	課税標準価格、関税.....	11
3.	新規則の導入・発効が貿易事業者に与える影響・アドバイス....	13

ユーラシア経済連合 (EEU) 関税基本法の概要と特色

1. EEU 関税基本法導入の前提条件、法令概要

- 第 1 に、EEU 関税基本法の作成は、2015 年からロシア、ベラルーシ、カザフスタンによる関税同盟 (CU) の経済統合がより進んだ段階に移行し、EEU へと改組されたことに起因する。現在、これにアルメニアとキルギスが加盟した。
- 第 2 に、CU の発展の過程で、法制化を必要とするような関税分野の国際条約が多数蓄積されたことが挙げられる。EEU 新関税基本法が発効した後に独立した国際条約として残るのは、関税分野の権利関係を直接規制しない 5 つの条約のみである。これらの条約は、税関合同委員会の仕事、税関代表部の活動、および行政責任や刑事責任を問う際の特性にかかわるものである。
- 第 3 に、CU 関税基本法が発効した 2010 年から時間が経ち、通関実務が変化したことが挙げられる。そのため、新関税基本法の次の前提条件は、税関行政機構の改善の必要性和関係している。
- EEU 関税基本法は、2016 年 12 月 26 日にユーラシア最高経済評議会において、ベラルーシ大統領を除く EEU 全加盟国の元首により署名された。EEU 関税基本法は、2017 年 7 月 1 日の発効が予定されているが、延期される可能性も否定できない¹。
- EEU 関税基本法は、9 節、60 章から構成されている。節の目次は以下の通り。
 - 第 1 節：総則
 - 第 2 節：関税、特殊・セーフガード関税、アンチダンピング関税、相殺関税
 - 第 3 節：通関オペレーションとその実施者
 - 第 4 節：通関手続き
 - 第 5 節：特定のカテゴリーの貨物が EEU 関税国境を通過する際の手順と条件の特性
 - 第 6 節：税関管理の実施
 - 第 7 節：税関
 - 第 8 節：通関分野の活動、認定事業者 (AEO)
 - 第 9 節：移行規程

¹ベラルーシ大統領は 2017 年 4 月 11 日に署名。ユーラシア経済委員会によると、5 カ国による批准手続きを経て 2018 年初の発効を目指している。

- EEU 関税基本法には、CU 関税基本法にはなかったいくつかの新しい章や条が追加された。
- 関税分野の権利関係は、EEU 関税基本法以外にユーラシア経済委員会（EEC）の決定や勧告、EEU加盟国の関税法および法令により規制される。

2. ユーラシア経済連合（EEU）関税基本法で導入された新規則、関税同盟（CU）関税基本法で変更された主な規定

① 電子版申告の優位性

以前、電子版での貨物税関申告は、伝統的な紙面での申告の代替手段でしかなかった。EEU 関税基本法では、電子版の貨物税関申告書に主要な地位が与えられる²。紙面で貨物税関申告書を提出できるのは、以下のような特別な場合に限られる。

- 貨物税関申告を電子版で提出するための情報システムに不具合がある場合³
- 通関トランジットの場合
- 個人使用の貨物の場合
- 国際郵便で貨物を送付する場合
- 国際輸送を行う輸送手段の場合
- 税関申告書の代わりに出荷書類を使用する場合
- EEC が規定したその他の場合⁴

とはいえ、ロシアの通関実務では現在既に電子版の貨物税関申告書が主要な地位を占め、貨物税関申告書の大部分が電子版で提出されている。

② 貨物税関申告書の自動登録と自動リリース

EEU 関税基本法では、貨物税関申告書の登録と貨物リリースにかかわる通関オペレーションを、税関の情報システムを使用して自動で行うことが合法化された。⁵

このように、貨物税関申告書を情報システムにより処理することで、通関手続きのプロセスをスピードアップすることができる。

③ 「統一窓口」システム

貨物の税関地域への到着、貨物の税関地域からの出発、貨物税関申告、および貨物リリースにかかわる通関手続きを行う際に、統一窓口のメカニズムを使用する。これは書類提

² EEU 関税基本法 第 104 条 3 項

³ EEU 関税基本法 第 104 条 5 項

⁴ EEU 関税基本法 第 104 条 4 項

⁵ EEU 関税基本法 第 118 条 2 項

出を一度だけすればよいという原則で、税関管理の時に国のデータベースに情報が掲載されていれば、追加で提出する必要はない。

この場合、申告者は単にこれら書類に関するデータと貨物税関申告書のデータに関する情報を記載するだけでよい。⁶

④ 認可事業者 (Authorized Economic Operator, AEO)

- AEO 制度の法的規制の規則が、以下の通り大幅に改訂された。
 - AEO のステータスを取得できる者のリストが拡張された。輸入事業者と輸出事業者以外に、今後は税関周辺ビジネスを専門としている者（通関代理人、輸送会社、倉庫）も AEO になることができる。
 - AEO のステータスは EEU 全加盟国で認められるので、AEO は EEU 全域で特典を享受することができる。
 - AEO に付与される特典（EEU 関税基本法の用語では「特別な簡素化」）のリストが拡張された。付与される特典の分量により、AEO は以下の 3 つのタイプに分類され、税関から相応の証書が発行される。
- 第 1 タイプの証書により、以下の特典が享受できる。
 - 1) 貨物の発着、税関申告、および貨物リリースにかかわる通関オペレーションを最優先で行う
 - 2) 通関トランジットの際、関税、税金、特殊関税、アンチダンピング関税、相殺関税の支払義務履行の担保を納めなくてよい
 - 3) 貨物リリースの際、関税、税金、特殊関税、アンチダンピング関税、相殺関税の支払義務履行の担保を納めなくてよい
 - 4) 貨物税関申告の提出前に貨物をリリースする
 - 5) 税関検査や税関臨検を最優先で行う
 - 6) 輸送手段の荷台部分（区画）またはその一部に AEO が施した封印を、税関が個別化手段として認める
 - 7) AEO が輸送する貨物の輸送ルートを指定しなくてよい
 - 8) 税関が通関オペレーションの時間短縮や手順の最適化のために実施するパイロット・プロジェクトや実験に優先的に参加する

⁶ EEU 関税基本法 第 80 条 2 項

9) 貨物に対する荷役を、特定の条件下で、税関からの通知書や許可証なしで行う⁷。

➤ 第2タイプの証書により、以下の特典が享受できる。

- 1) AEOの自社貨物用のヤードで貨物を一時保税蔵置する
- 2) AEOの他者貨物用のヤードで貨物を一時保税蔵置する
- 3) AEOのヤードに貨物を配送して格納、AEOのヤードで税関管理を実施、通関トランジットの完了
- 4) AEOのヤードで税関管理を実施する
- 5) 遠隔で貨物税関申告や貨物リリースを行う
- 6) 税関検査や税関臨検を優先的に行う
- 7) 税関が使用する個別化手段を適用する
- 8) 貨物リリースの際、関税、税金、特殊関税、アンチダンピング関税、相殺関税の支払義務履行の担保を納めなくてよい
- 9) 貨物税関申告の提出前に貨物をリリースする
- 10) 輸入関税延払いの際、関税支払いの義務履行の担保を納めなくてよい⁸

なお、第3タイプの証明書が最も包括的で、上記のすべての特典をカバーしている⁹。

➤ また、AEO台帳への登録条件が変更になり、今後は証明書のタイプにより条件が異なる。

第1タイプの証明書を取得するためには、以下の条件を満たしていなければならない

- 1) 貿易事業者、通関代理人、一時保税蔵置場または長期保税倉庫の所有者としての業務実績が3年以上、または税関輸送事業者としての業務実績が2年以上あり、取り扱った輸出入貨物の数量と金額が一定の指標に達している
- 2) AEOの義務履行の担保を納入している（AEOに違反がない場合の減額の可能性が規定されている）
- 3) EEU加盟国のすべてで関税や特殊関税、アンチダンピング関税、相殺関税支払いの負債がない
- 4) 国内の税金支払いで負債がない

⁷ EEU 関税基本法 第 437 条 2 項

⁸ EEU 関税基本法 第 473 条 3 項

⁹ EEU 関税基本法 第 473 条 4 項

- 5) EEU 加盟国のすべてで当該法人が過去 1 年間に行政違反により行政責任を問われていない
- 6) EEU 加盟国のすべてで、当該法人の株主で 10%以上の株式を保有している者、出資者（参画者）、幹部、経理主任が犯罪や刑法違反により刑事責任を問われていない
- 7) 税関に提出されたデータと経済オペレーション実施に関するデータを比較することができ、税関がこのようなデータにアクセス（遠隔も含め）できるような在庫管理システムが存在する¹⁰

第 2 タイプの証明書を取得するためには、以下の条件を満たしていなければならない。

- 1) 上記 2 番以外の全条件
- 2) EEC 決議による制定が予定されている財務安定性の要件に適合していること
- 3) 貨物の一時保税蔵置のためのヤードを所有または賃借している
- 4) 貨物の一時保税蔵置、通関トランジット手続きの完了、および（または）AEO 台帳への登録を申請している法人の輸送手段と従業員への税関管理が実施される建屋、部屋（部屋の一部）、および（または）屋外のヤード（屋外のヤードの一部）に対する要件を遵守している¹¹

第 3 タイプの証明書の発行を伴う AEO 台帳へ法人を登録するためには、以下の条件を満たしていなければならない¹²。

- 1) 第 1 タイプまたは第 2 タイプの AEO 台帳に 2 年以上登録されていた法人
- 2) 第 2 タイプの AEO が満たすべき全条件

- 法人の AEO 台帳への登録には、国の法律で定める追加条件が制定され得る¹³。
- EEC とロシア連邦税関局は、認定事業者をサプライチェーンの安全確保におけるパートナーと考えており、AEO に対する税関管理は最小限の措置に止める意向である。そのため、証明書の発効日から認定事業者は低リスクカテゴリーに入り¹⁴、税関管理は最小レベルのものが適用されることになる。

¹⁰ EEU 関税基本法 第 433 条 4 項

¹¹ EEU 関税基本法 第 433 条 3 項

¹² EEU 関税基本法 第 433 条 5 項

¹³ EEU 関税基本法 第 433 条 6 項

¹⁴ EEU 関税基本法 第 430 条 3 項

⑤ 申告者

「申告者」の概念が見直され拡大されたことにより、貨物税関申告を簡素化し、貿易取引という概念から離れ、EEU 居住者間の取引で関税国境を通過する貨物の税関申告の問題を取り除くことが可能になった¹⁵。

なお、申告者の権利には大きな変更がなかった。申告者は、特に、以下の権利を有する¹⁶。

- 1) 税関管理下にある貨物を点検、計測し、それに対する荷役を行う
- 2) 税関の許可を得て、税関管理下にある貨物から見本やサンプルを抽出する
- 3) 税関検査や税関臨検の実施に立ち会う
- 4) 自らが申告している貨物の見本やサンプルの試験結果を知る
- 5) 税関やその職員の決定や行為（無為）に不服を申し立てる
- 6) 自らが税関申告している貨物に関する情報を確認するために専門家を起用する

⑥ 事前決定

- EEU 関税基本法では、税関が以下につき事前決定を出すことができる。
 - HS コードによる貨物の分類
 - 分解して輸入される機器（製造ライン）の分類
 - 貨物の原産国
 - 貨物の課税標準価格
- 最後の項目（貨物の課税標準価格の事前決定）は、EEU 関税基本法に新規導入されたものである。
- 貨物の分類に関する事前決定により、貨物税関申告での間違いを避け、通関手続きをスピードアップすることができる。
- HS コード分類に関する事前決定は、会社からの申請により申請後 90 日以内に出される¹⁷。このような決定は 3 年間有効であり¹⁸、ロシアではこのサービスは有料である。その他、原産国に関する事前決定も同様のやり方で出される¹⁹。

¹⁵ EEU 関税基本法 第 83 条

¹⁶ EEU 関税基本法 第 84 条

¹⁷ EEU 関税基本法 第 25 条 1 項

下記の手順は、原則として、製造ラインや大型機器の納入の際に適用される。

- このような貨物は、一定期間内に個別の構成要素として輸入することができ、税関申告はこのような貨物が組み立てられた状態で適用される HS コードを単一のものとして用いながら、構成要素ごとにいくつかの申告書を提出する方法で行われる²⁰。このためには、機器の構成要素（部分）の単一 HS コード分類に関する事前決定を税関から事前に受けねばならない²¹。
- さらに、以下の条件を満たさねばならない。
 - 貨物の構成要素の申告者は、貨物の HS コード分類に関する事前決定を受けた者である
 - 貨物の構成要素の貨物税関申告がすべて一箇所の税関で実施される
 - 貨物の構成要素はすべて EEU 内の同一の荷受人に対して輸入される、または EEU 内の同一の出荷人から輸出される
- 国の法律により、貨物の構成要素はすべて 1 件の取引の枠内で EEU 内に輸入されねばならないと規定されることがあり得る²²。
- その他、課税標準価格決定方法の適用の問題にかかわる事前決定の裁定手順は、国の法律で定められる²³。

⑦ 貨物の配送と一時保税蔵置

ここでは、1 通の輸送書類による複合輸送の申告が可能であることが規定されている。貿易事業者は、輸送中のすべての貨物に対して 1 通のトランジット申告書を記入すれば済むようになる。唯一の条件は、貨物の積み替えや輸送手段の変更をすべて含むサプライチェーンを組織し、最初から最後まで全規則の遵守を監督する担当者が 1 名いなくてはならない。

以前、一時保税蔵置期間は 2 カ月で、税関の許可があればさらに 2 カ月の延長が可能であった。EEU 関税基本法ではその期間が 4 カ月となり、延長の必要性がなくなった²⁴。

¹⁸ EEU 関税基本法 第 25 条 2 項

¹⁹ EEU 関税基本法 第 33-35 条

²⁰ EEU 関税基本法 第 117 条

²¹ EEU 関税基本法 第 117 条 3 項

²² EEU 関税基本法 第 101 条

²³ EEU 関税基本法 第 38 条 19 項

²⁴ EEU 関税基本法 第 101 条

⑧ 貨物税関申告書と貨物リリース

- 税関申告書は、申告者またはその通関代理人により電子版で提出される。税関は 1 時間以内に申告書を登録、または登録を拒絶する²⁵。
- 予備的に不完全な税関申告書を提出したり²⁶、税関申告書の提出前に貨物をリリースしたりできることが規定されている²⁷。
- 貨物税関申告書の提出には、申告者の権限に関する書類以外は、申告した情報の確認となる書類を添付しなくてよい。この例外（申告者の権限に関する書類を提出しなければならないこと）は、国の法律で廃止され得る²⁸。
- リスク管理システム(RCS)のリスクゾーンに入る場合、税関からの請求があった場合のみ確認書類が提出される²⁹。
- 確認書類は、同じ税関に提出済みのものであれば、再提出しなくてよい。この場合、確認に関する情報を貨物税関申告書に記載すれば十分である³⁰。
- 税関申告書のリリースまでの時間は合計で 4 時間である。ただし、それは 10 営業日まで延長され得る。
- 税関申告書の提出以前に貨物リリースが可能なのは、以下の場合である。
 - 1) 最優先で手続きされる貨物
 - a) 自然災害や自然・技術的な性質の非常事態の事後処理用の貨物
 - b) 平和維持活動や軍事演習のための軍事用品
 - c) 傷みが早い貨物、動物
 - d) 国際郵便、速達貨物
 - e) 展示会用の貨物、その他
 - 2) 投資プロジェクト実施の枠内で輸入された貨物
 - 3) EEC の決定した基準に適合する、特定のカテゴリーの法人により輸入された、EEC の一覧に掲載されている貨物のカテゴリー

²⁵ EEU 関税基本法 第 111 条 2 項

²⁶ EEU 関税基本法 第 114、115 条

²⁷ EEU 関税基本法 第 120 条

²⁸ EEU 関税基本法 第 109 条 5 項

²⁹ EEU 関税基本法 第 325、378 条 3 項

³⁰ EEU 関税基本法 第 109 条 8 項

- EEU 加盟国の法律で規定されている場合、税関地域での加工の通関手続き、自由関税区域の通関手続き、自由倉庫の通関手続き、関税・税金支払いのない一時輸入通関手続き、および EEC が規定する通関手続きに従い、税関申告以前に貨物リリース申告をすることができる³¹。
- 税関申告書は、申告書提出前の貨物リリースの申請を行った者により、貨物リリースの翌月 10 日までに提出されねばならない³²。

⑨ 速達貨物

新関税基本法で初めて速達貨物という概念が定義された。それは、最優先で、速達貨物税関申告書という特別な税関申告書で手続きされるべきものである³³。

速達貨物の分野でもう 1 つ良い変化があり、今後は貨物の課税価格に輸送費、積み降ろし費用、および保険料が算入されないことである。現在の規則では、同じ小包でも郵送距離が異なると、関税が掛かったり、掛からなかったりする。今後はこのような欠点が排除される。

⑩ 長期保税倉庫

- 長期保税倉庫の通関手続きは外国貨物に適用され、輸入関税、税金、特殊関税、アンチダンピング関税、相殺関税を支払うことなく、外国貨物を長期保税倉庫に保管することを想定している³⁴。
- 貨物を長期保税倉庫の通関手続きにかけるための条件は、以下の通りとなっている。
 - 1) 貨物の消費期限および（または）販売期間が 180 暦日より長い
 - 2) 貨物の輸出入に関する禁止事項や制限を遵守している³⁵
- 貨物の長期保税倉庫での保管は 3 年まで可能である³⁶。
- 税関の許可があれば、長期保税倉庫で簡単な組み立て作業や、以下のオペレーションを実施することができる。

³¹ EEU 関税基本法 第 120 条

³² EEU 関税基本法 第 120 条 12 項

³³ EEU 関税基本法 第 81 条

³⁴ EEU 関税基本法 第 155 条

³⁵ EEU 関税基本法 第 156 条 1 項

³⁶ EEU 関税基本法 第 157 条

- 1) 貨物の見本やサンプルの抽出
 - 2) 貨物の販売や輸送（運送）の準備（ロット分け、発送手続き、選別、梱包、再梱包、マーキング、貨物の外観を良くする作業などを含む）
 - 3) 技術サービス（メンテナンス） - 保管期間中にこのような作業をする必要がある貨物に対して
- しかし、上記の作業により貨物の HS コードが変わるような仕様の変化があってはならない。また、長期保税倉庫の通関手続き中である貨物を、その機能的用途で使用してはならない。
- 長期保税倉庫の全部または一部の貨物につき、貨物の所有権、使用权、処分権の移行を伴うような取引を行うことができる³⁷。
- 最長 3 年の期限が満了した場合、貨物はその他の通関手続きに掛けられ、長期保税倉庫から搬出される³⁸。

⑪ 課税標準価格、関税

- 課税標準価格は関税支払いのベースであり、以下の方法で決定される³⁹。
- 輸入貨物の取引価格法式（方法 1）
 - 同一の貨物の取引価格方式（方法 2）
 - 類似の貨物の取引価格方式（方法 3）
 - 減算方式（方法 4）
 - 加算方式（方法 5）
 - 予備的方式（方法 6）
- 輸入時に課税標準価格の構成要素のすべてがわからない場合（例えば、輸入品の一部であるロイヤリティーの額）、正確な課税標準価格と関税額の決定を延期することができる⁴⁰。
- 貨物の課税標準価格は、トランジット通関手続き、長期保税倉庫の通関手続き、廃棄の通関手続き、国益のための拒絶の通関手続き（外国貨物が無償で国の所有に移行する通関手続き）や特別な通関手続きの際には決定されない⁴¹。

³⁷ EEU 関税基本法 第 158 条

³⁸ EEU 関税基本法 第 161 条

³⁹ EEU 関税基本法 第 39-45 条

⁴⁰ EEU 関税基本法 第 38 条 16 項

- 貨物の課税標準価格とその決定に用いられる情報は、信ぴょう性があり、定量化が可能で、書類により裏付けられた情報に基づいていなければならない⁴²。
- 関税支払いの際、利子付および無利子での延払いが規定されている。特に、無利子で支払い 6 カ月延期を申請できるのは、農業関連企業、およびそれらに種苗、農薬、農業機器、家畜飼育施設等を納入している企業である⁴³。

関税還付手続きが簡素化され、今後は税関申告書に事前の変更を加える必要がなくなった⁴⁴。還付と変更の申請が一通の申請書でできるようになり、還付の手続きがスピードアップされる。

⁴¹ EEU 関税基本法 第 38 条 3 項

⁴² EEU 関税基本法 第 38 条 10 項

⁴³ EEU 関税基本法 第 59 条 2 項

⁴⁴ EEU 関税基本法 第 67 条

3. 新規則の導入・発効が貿易事業者に与える影響・アドバイス

上述の通り、EEU 関税基本法は EEU の税関行政手続きを改善し、貨物の通関手続きのプロセスを容易にし（出荷書類提出の拒絶など）、新しいビジネスチャンスをも、特に AEO に向けて生み出す。

それと同時に、通関に関する多くの問題が、未採択の国の新法で規制対象になることを考慮する必要がある。

また、新しい税関規則に移行するときにはいつも、初期段階では適用と解釈の面で困難を引き起こすことをも考慮しなければならない。その意味では、自社の通関手続きのルールを早期に更新し、税関規則に対する理解を通関代理人や地域の税関の理解と同様にしておくことが肝要である。